

2021年9月10日

各位

会社名 株式会社東京機械製作所  
代表者名 代表取締役社長 都並 清史  
問合せ先 総務部長 中野 実  
(TEL : 03-3451-8591)

## 9月10日付で当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した 質問状（必要情報リスト）について

当社は、2021年8月6日の当社取締役会において、アジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といい、アジアインベストメントファンド及びアジア開発キャピタルを合わせて「アジアインベストメントファンドら」といいます。）による当社株式を対象とする買集め行為（以下「本買集め」といいます。）により、アジアインベストメントファンドらが、2021年7月21日時点において、株券等保有割合として32.72%に相当する当社株式を保有するに至ったことを踏まえ、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入し（注1）、その後、2021年8月30日開催の取締役会において、本対応方針に基づき、取締役全員の一致により、第1回A新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を株主の皆様は無償で割り当てること（以下「本対抗措置」といいます。）につき、決定いたしました（注2）。

かかる本対抗措置の発動については、2021年10月下旬頃開催予定の当社臨時株主総会（以下「本株主意思確認総会」といいます。）において、本対抗措置の発動に関する承認議案が承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止することとしております。

（注1）本対応方針の詳細については、2021年8月6日付プレスリリース「アジアインベストメントファンド株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」（以下「本対応方針リリース」といいます。）をご覧ください。

（注2）本新株予約権の内容、その他本対抗措置の詳細については、2021年8月30日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく新株予約権の無償割当て及び株主意思確認を臨時株主総会において行うことに関するお知らせ」をご覧ください。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為等（議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等）を行おうとする場合には、これを受け入れるか否かについての株主の判断にあたり十

分な情報提供がなされるよう、大規模買付行為等又は大規模買付行為等の提案に先立ち、その60営業日前までに、本対応方針に定められた手続きに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む一定の内容等（①大規模買付者の名称、住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為等の概要、⑥本対応方針に定められた手続きに従う旨の誓約）を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただくことが定められております。また、当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等意向表明書を受領した日の翌日から起算して原則として5営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただくことが定められております。

なお、本対応方針上、大規模買付者にあたるアジアインベストメントファンドらは、本対応方針導入後に新たに当社株式を取得する場合、当該株式取得が大規模買付行為等に該当するため、かかる所定の手続を遵守することが明示的に求められています。

しかしながら、アジアインベストメントファンドらは、本対応方針が導入された2021年8月6日の翌日以降も当社株式の買集めを進め、同月23日に提出した大量保有報告書の変更報告書No.9によれば、2021年8月16日現在、共同で3,372,500株(株券等保有割合38.64%に相当する当社株式)を保有するに至っております。アジアインベストメントファンドらは、追加取得に関して当社への連絡を行っておらず、当然、本対応方針に基づく意向表明書の提出も行われておりません。したがって、追加取得は、本対応方針上の手続を遵守することなく行われたものであり、追加取得に応じるか否かについて株主の皆様の適切なお判断の機会を奪うものと言わざるを得ません。

なお、当社は、本対応方針の導入に先立つ2021年8月3日、当社株式の支配権取得を目的とされているのであれば、当社一般株主がアジアインベストメントファンドらの株式取得に応じるか否か検討することを可能にするために、当社の経営支配権を取得した後の経営方針等に関する情報を提供し、かつそれを検討するための考慮期間を確保するよう書面にてアジアインベストメントファンドらに対して要請しておりました。これに対して、アジアインベストメントファンドらからは、2021年8月10日付けで、かかる要請に応答する当社宛書簡を受領いたしました。その内容は、当社の同月6日付けの適時開示の内容を激しく非難する一方で、アジアインベストメントファンドらによる経営支配権獲得の目的やその後の当社の経営方針については、「貴社の株式価値が、市場から著しく低廉に評価されていることから、引き続き貴社の現経営陣に経営を委ねた上で（当社らは、取締役候補者を派遣することを予定しておりません。）、貴社現経営陣と建設的な対話を重ね、株主総会における議決権を適切に行使することを通じて、貴社の企業価値・株式価値を向上することができるものと考え、貴社の支配権の取得を目的として、貴社株式の取得を行うに至りました」、「当社らが貴社株式を取得したことが、貴社の企業価値・株式共同の利益を損なうものではないと考えております」と述べるのみでした。

更に、アジアインベストメントファンドらは、当社経営陣による唯一の対話の機会であった8月27日面談においても、当社の主要製品である輪転機や当社が属する印刷機械の業界について知見がないことを自認しつつ、本買集めを行った理由についても、単に株価が安かったから等と述べるだけで、当社の事業のどのような点に興味をもってこれだけの規模の投資を行うに至ったのか、今後どのようにして当社の企業価値を向上させるのか等については何ら述べることはありませんでした。

このように、本日に至るまで、アジアインベストメントファンドらからは、本買集めの目的を始めとする本買集めに関する情報が当社や当社の株主に対して何ら提供されておられません。

上記のとおり、当社は、2021年10月下旬に開催予定の本株主意思確認総会において、本対抗措置の発動に関する承認議案が承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止することとしておりますが、本株主意思確認総会における株主の皆様の判断にあたり、アジアインベストメントファンドら（大規模買付者）による大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に及ぼす影響を踏まえていただくことを可能とすべく、アジアインベストメントファンドらに対して、本対応方針において想定されていたように、本買集めに関する必要かつ十分な情報の提供を改めて求めることが適切であると考えに至りました。

そこで、当社は、本日付で、アジアインベストメントファンドらに対して質問状（必要情報リスト）を送付いたしましたので、お知らせいたします。

なお、質問状の内容は、添付別紙をご参照ください。

以上

2021年9月10日

アジアインベストメントファンド株式会社 御中

アジア開発キャピタル株式会社 御中

株式会社東京機械製作所  
代表取締役社長 都並 清史



アジアインベストメントファンド株式会社及び  
アジア開発キャピタル株式会社に対する質問状（必要情報リスト）

貴社グループに対する以下の質問事項につき、当社株主の皆様から見て分かりやすい形でご回答ください。なお、「貴社」とは、アジア開発キャピタル株式会社を、「貴社グループ」とは、アジア開発キャピタル株式会社、アジアインベストメントファンド株式会社を始めとする貴社連結子会社、持分法適用会社、その他のグループ会社をいいます。また、貴社グループによる当社株式を対象とする買集め行為を、「本買集め」といいます。回答にあたっては、既存の公表資料等の参照先を示すだけでなく、当社株主に分かりやすく、具体的に、書面にてご回答ください。

<質問状（必要情報リスト）>

- A) 貴社及び貴社グループの詳細と、貴社の投資事業におけるこれまでの実績について、当社の株主から見て分かりやすく、具体的にご説明ください。
- B) 貴社グループや外部の関係者について、公表資料や各種報道も踏まえてお尋ねします。当社の株主から見て分かりやすく、具体的にご説明ください。
- C) 貴社及び貴社グループにおける会計不正問題・コンプライアンス問題について、当社株主から見て分かりやすく、具体的にご回答ください。
- D) 貴社及び貴社グループにおける当社株式の買付けの目的について、当社株主から見て分かりやすく、具体的にご回答ください。
- E) 貴社及び貴社グループにおける当社株式の買付け手法や買付け資金の裏付けについて、当社株主から見て分かりやすく、具体的にご回答ください。
- F) 貴社及び貴社グループによる役員派遣の方針、ステークホルダーとの関係性の変更の可能性等について、当社株主から見て分かりやすく、具体的にご回答ください。

※個別の質問は、次ページ以降に記載しております。

A) 貴社及び貴社グループの詳細と、貴社の投資事業におけるこれまでの実績について、当社の株主から見て分かりやすく、具体的にご説明ください。

1. 貴社は現在、投資事業を営む上場企業ですが、そもそもの発祥は倉庫株式会社であり、2003年に株式会社NDB、2004年にジェイ・ブリッジ株式会社、2010年にアジア・アライアンス・ホールディングス株式会社と次々と商号を変更し、2015年に現在の商号となったと認識しております。それぞれの商号変更の経緯、事業内容の変遷の背景について、具体的にご回答ください。
2. 貴社の2021年3月期有価証券報告書（以下「貴社有価証券報告書」といいます。）の沿革によれば、貴社はこれまで様々な事業に進出しては撤退を繰り返しています。

- リビング関連事業部：1989年10月設置→1998年10月休止（以後、記載なし）
- 不動産事業部：1990年4月設置→2003年7月廃止
- 通信事業部：2003年11月開始→2004年3月撤退
- 軽貨物事業部：2002年6月開始→2004年3月撤退
- メディカル事業：2006年10月開始→2010年7月撤退

上記それぞれの事業に進出した経緯と理由、撤退した経緯と理由について、当社の株主にも分かりやすく具体的にご回答ください。また、貴社は、貴社が当社株式について「経営支配権を取得して中長期的に保有」と述べておられますが（貴社2021年8月31日付プレスリリースご参照）、貴社が考える「中長期的に」株式を保有する期間とは、具体的にどの程度の期間を指しているのかを具体的にご回答ください。

3. 貴社が、過去に会社の社名や事業内容を頻繁に変更し、或いは様々な事業に進出しては即座に撤退を繰り返してきた経緯を踏まえると、新聞印刷という極めて公共性・公益性の高い事業を営む当社の株式を貴社が買集め、（貴社提出に係る大量保有報告書の変更報告書に記載するとおり）当社の支配権を取得することが、当社の企業価値に寄与し得ると言えるのかについて疑念が生じざるを得ませんが、この点についての貴社の見解を具体的にご回答ください。
4. 貴社は、投資事業の方針として、「経営にも関与するハンズオン型投資」を掲げていますが、投資先の主な事業である金融事業、質屋事業、バイオマス燃料供給事業、日本食レストラン事業等において、どのような形で経営に関与しているのか、それぞれの業界に知見のある人材が貴社に在籍しているのか否かも含めて具体的にご回答ください。また、当社株式の買集めにあたっては、各種公表資料上で「現経営陣に経営を委ねる」、或いは、当社との面談時にも「輪転機などの当社の事業についてはよく知らない」と述べておられますが、当社の事業に全く知見が無い中でどのように「ハンズオン型投資」による企業価値向上を実現するのか、具体的にご回答ください。
5. 貴社グループの直近5年間の業績推移（売上高・営業利益・当期純利益・総資産・純資産額・自己資本比率・ROE推移）についてご回答ください。また、直近の最終損益がマイナス（大幅な最終損失）で推移する中で、貴社有価証券報告書において経営目標として「ROE12%の実現」と掲げておられますが、どのような前提でこの数値を掲げているのか、具体的にご回答ください。

6. 貴社の関係会社（連結子会社、持分法適用会社、そのほか当社株主にとって重要と思われる貴社グループ会社が存在すればそれらの会社を含みます。）について、それぞれ、会社名・所在地・主要な事業内容・貴社との関係性・取締役構成（全ての役員名）・直近5年間の業績推移（売上高・営業利益・当期純利益・総資産・純資産額・自己資本比率）をご回答ください。
7. 貴社有価証券報告書によれば、貴社の関係会社のうち下記の会社については、債務超過会社となっているとのことです。それぞれ債務超過に至った経緯・理由について当社株主から見て分かりやすく、具体的にご回答ください。また、同有価証券報告書によれば、貴社はこれらの会社に資金の貸付を行っているとのことですが、当該資金の金額、資金回収の見込み、返済予定日、どのような性質の貸付金であるかについて、取引の詳細を具体的にご回答ください。
- 株式会社トレードセブン（債務超過額：43,013 千円）
  - アジアビジネスファイナンス株式会社（債務超過額：540,433 千円）
  - Cleath Biomass Energy Sdn.Bhd.（債務超過額：27,180 千円）
  - Cleath Energy Malaysia Sdn.Bhd.（債務超過額：50,383 千円）
  - 臻萃本物（福建）餐飲管理有限公司（債務超過額：37,143 千円）
8. 貴社有価証券報告書によれば、貴社の発行済株式の 34.81%を保有する筆頭株主は「スタンダードチャータードバンクホンコン サン ハン カイ インベストメント サービシーズ リミテッド クライアントアカウント」と記載されておりますが、本名義による株式保有は、貴社の2020年8月12日付のプレスリリース「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」から推察するに、香港を拠点とする Lee and Lee Trust 社を最終親会社とする Sun Hung Kai グループによる株式保有であり、具体的には、香港証券取引所上場の投資会社 Sun Hung Kai & Co. Limited の子会社である Sun Hung Kai Strategic Capital Limited が貴社株式を保有する構造と認識しております。これを前提として、貴社が、経営体制の構築（取締役候補者の選定）や経営戦略の策定などにあたって、Lee and Lee Trust 社や、その支配下にある Sun Hung Kai & Co. Limited、Sun Hung Kai Strategic Capital Limited、などからどのような影響が受け得るのか、具体的にご回答ください。
9. 貴社が2021年8月10日付で公表した「当社株主及びステークホルダーの皆様へ」によれば、東京証券取引所が貴社の会計不祥事を理由に、同月7日付で貴社を特設注意市場銘柄に指定したことについて、貴社代表取締役社長のアンセム ウォン氏は、「上記会計不祥事を阻止できなかったことを悔しく感じております」と自らの責任を述べておられます。その上で、1年で特設注意市場銘柄の指定解除が受けられずに指定延長となった場合には、「私は責任を取り当社代表取締役社長を辞任し、2021年8月から2022年7月までの1年間の私の役員報酬を全額返納いたします。」と具体的に述べておられます。これらの開示を踏まえ、仮に、アンセム ウォン氏が1年で代表取締役社長の辞任をせざるを得なくなった場合、貴社は次期の経営体制についてどのようにお考えであるか、具体的にご回答ください。また、仮に後継の経営者を選定するに際して、貴社

の大株主である Sun Hung Kai グループ（或いは、その最終親会社である Lee and Lee Trust 社の創業家一族）がどのような影響力を行使する見通しであるか、貴社が当社株式について「経営支配権を取得して中長期的に保有」と述べておられる（貴社 2021 年 8 月 31 日付プレスリリースご参照）中で、経営者の交代に伴ってその方針がどのように変更される可能性があるか、具体的にご回答ください。

10. 貴社の投資事業における、投資先の選定プロセス、想定投資利回り、投資回収期間、議決権行使方針、EXIT 方法について、過去の貴社における投資実績を踏まえて具体的にご回答ください。
11. 2005 年 6 月に小杉産業株式会社を子会社化、2007 年 4 月にその全株式を売却していますが、このような短期間で売却した理由をご教示ください。
12. 2005 年 10 月に国際航業株式会社の株式を取得、2006 年 12 月にその全株式を売却していますが、このような短期間で売却した理由をご教示ください。
13. 2005 年 10 月に三生興産株式会社を買収していますが、2010 年 1 月にその全株式を売却した理由をご教示ください。
14. 2010 年 4 月に株式会社六合の株式を取得していますが、2017 年 2 月にその株式を売却した理由をご教示ください。

B) 貴社グループや外部の関係者について、公表資料や各種報道も踏まえてお尋ねします。当社の株主から見て分かりやすく、具体的にご説明ください。

15. 貴社グループが当社株式を買集めるにあたって、共同ないし協調して行動する者、実質的利害を共通にしている者がいれば、その名称と貴社との関係性を具体的にご回答ください。
16. FACTA2021 年 9 月号「新聞界仰天！『東京機械株』買い占めの怪～見逃せないのは在日中国人ネットワークにまわりつく後ろ暗い人脈。陰に 1 人のキーマン。」によれば、貴社株式を 34.81% 保有する大株主である香港の金融大手サンフンカイ（Sun Hung Kai グループ）の陰にいるキーマンとして許振東氏という人物が挙げられております。貴社と許氏の関係性及び許氏とサンフンカイの関係性について具体的にご回答ください。また、同氏が 2015 年に香港上場の北京北大青島環宇科技でトップの座にあったものの不正行為により中国証券当局から処分を受けて辞任し、株式市場への参加を 10 年間禁止された、という報道が事実として間違いないか、併せてご回答ください。
17. 貴社の連結子会社であるワンアジア証券株式会社のディスクロージャー情報である「業務及び財産の状況に関する説明書（2021 年 3 月期）」によると、ワンアジア証券株式会社の第 6 位株主として、株式会社 P&C が同社の株式を 0.33% 保有しています。この株式会社 P&C について、当社では、五洋インテックス株式会社の 2021 年 3 月期の有価証券報告書 12 ページに記載されている「株式会社 P&C（衛生用品の開発、製造、販売及び輸入）」と同じ会社と認識しておりますが当該認識に相違ないか、ご回答ください。なお、五洋インテックス株式会社については、内部

管理体制等の改善がなされず、かつ、改善の見込みがなくなったと認められるとして、東京証券取引所が、同社株式について上場廃止を決定しております。

18. 前問に関連して、五洋インテックスの上記有価証券報告書によれば、同社は株式会社 P&C から借入利率 3% で 200 百万円を借入しており、その理由として「金融機関からの借入が困難であることから」、「P&C から借入を行うものであります」と記載しております。かかる開示を踏まえ、株式会社 P&C は上記のとおり内部管理体制等の不備を理由として上場廃止となった五洋インテックスに対して、金融機関でもないにも拘わらず貸付けを行っていたということになりますが、ワンアジア証券がこのような株式会社 P&C から出資を受け入れている事実は、一般投資家・株主から見て、関心が高い事項であると考えられます（なお、当社でワンアジア証券のディスクロージャー情報を確認した限りでは、同社の信用取引借入金を用途とする借入先は過去数年にわたって株式会社証券ジャパン（岡三証券グループの子会社）1 社に限られていたところ、2021 年 3 月期においては、新たに貴社グループ内でアジア開発キャピタル株式会社から 60 百万円、株式会社トレードセブンから 10 百万円を借り入れしていると認識しております）。以上を踏まえ、ワンアジア証券が株式会社 P&C から出資を受け入れている経緯について、①貴社グループと株式会社 P&C との関係性を踏まえた出資の経緯、②ワンアジア証券の資金繰り懸念の有無、③ワンアジア証券において今後株式会社 P&C から借入を行う可能性があるか否か、について具体的にご回答ください。
19. 貴社の 3 月 23 日付プレスリリース「(開示事項の経過) ワンアジア証券株式会社の第三者割当増資引受完了に関するお知らせ」において、貴社子会社のワンアジア証券株式会社の株主として記載される株式会社アジアゲートホールディングスは、貴社及び貴社グループとどのような関係性があるのかご回答ください。また、同プレスリリースによれば、株式会社アジアゲートホールディングスは、ワンアジア証券株式会社の第 6 位株主として、同社の株式を 0.33% 保有しているとされている一方で、株式会社 P&C は株主として記載されておられません。その背景並びに株式会社アジアゲートホールディングス及び株式会社 P&C の関係について、ご教示ください。

C) 貴社及び貴社グループにおける会計不正問題・コンプライアンス問題について、当社株主から見て分かりやすく、具体的にご回答ください。

20. 貴社は、子会社である株式会社トレードセブン等が中心的に関わって過去に行っていた循環取引を巡って、2021 年 3 月 23 日に証券取引等監視委員会による立入検査を受けており、また、それを受けて同年 4 月 9 日付けで第三者委員会を設置したものの、同年 4 月 28 日付けで同委員会を解散して新たに特別調査委員会を設置して調査を行うなどした上で、同年 6 月 21 日付けで、同特別調査委員会から、循環取引があったことや、内部統制上の不備があったこと等を認定する調査報告書を受領しています。そして、これを受けて貴社は、2021 年 6 月 30 日、2018 年 3 月期第 3 四半期から 2021 年 3 月期第 3 四半期に至る連結財務諸表、及び 2018 年通期から 2020 年 3



月期通期に至る3期分の個別財務諸表のそれぞれについて過年度決算訂正に追い込まれ、2021年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があつて同社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を開示するに至りました。貴社が提出した大量保有報告書によって当社株式の大量買集めを開始したことが明らかとなった後の8月7日には、東証によって、有価証券上場規程501条1項3号違反（適時開示の規則に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため）として、貴社株式は特設注意市場銘柄に指定されると共に、2,880万円に上る上場契約違約金を徴求されています。①このようなコンプライアンス上の重大な問題を有する貴社が、当社の株式を買集めることが当社の株主にどのような懸念や不確実性をもたらすか、貴社のお考えを具体的にお聞かせください。また、貴社有価証券報告書によれば、貴社が約95%を出資する連結子会社であるワンアジア証券株式会社は、有価証券の売買等の委託の媒介、有価証券の募集・売り出しを中核とする第一種金融商品取引業を営まれているとのことですが、貴社もご認識の通り、金融商品取引法においては、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者について、その健全性を確保する点から、その特定主要株主（50%超の議決権を保有する株主）が適格性（過去の行政処分歴、犯罪歴等）を満たさない場合には、特定主要株主に対して主要株主ではなくなる措置その他必要な措置をとることを命ずることができると定められております。（金融商品取引法32条の2第3項）。②上記の一連のコンプライアンス問題を受けて、金融当局がワンアジア証券株式会社の主要株主である貴社に対して行政処分を課す可能性があり得るかどうか、仮にそのような可能性がある場合に、ワンアジア証券株式会社の事業や、ひいては貴社の投資事業（当社に対する買集め行為を含みます）にどのような影響を及ぼし得るかについて、具体的にご回答ください。

21. 貴社グループは、2021年8月7日に日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき特設注意市場銘柄に指定されており、「脆弱な内部管理体制の下で不適切な売上計上が継続されていたものであり、その結果、大規模な売上の訂正が生じ、投資判断情報として重要性の高い決算情報について長期間にわたり誤った情報を公表し続けることとなったことは、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められる」と指摘されており、2,880万円の上場契約違約金金額が課せられたものと承知しておりますが、貴社のご見解及び再発防止策について、ご回答ください。
22. 2021年4月13日には、会計監査人及び監査証明を行う公認会計士等であったアスカ監査法人が「今後の監査体制及び第三者委員会による調査への協力について〔中略〕協力的でなかった」という理由により、合意解約の形で同社の会計監査人及び監査証明を行う公認会計士等を退任しており、現状、その後任となる会計監査人及び監査証明を行う公認会計士等はアジア開発キャピタルの株主総会において選任されておらず、貴社においては、現状、公認会計士が存在していない状況であると認識しております。上場会社としてこのような異常な事態をどうご認識されておられるのか、新しい監査法人の起用時期も含めて、ご回答ください。

23. 貴社は現在、前代表取締役社長の網屋信介氏との間で、同社の連結子会社である株式会社トレードセブンの当初のグループ化からその事業撤退に至る過程等を巡って、係争状態にあるとのことですが、現在の状況につき教示ください。またどのような背景から係争に至ったのかご教示ください。

D) 貴社及び貴社グループにおける当社株式の買付けの目的について、当社株主から見て分かりやすく、具体的にご回答ください。

24. 貴社グループは、2021年8月16日時点において、当社株式を38.64%保有するに至っておりますが、本買集めについて当社に何ら事前連絡がないばかりか、その目的及び諸条件について当社に一切の情報共有がなされておらず、本買集め実施後の当社の経営方針について全く説明がありません。当社との面談時にも「輪転機などの当社の事業についてはよく知らない」と述べておられるなど、当社事業内容についての十分な知見どころか最低限の関心すらも無い状況です。そこで、改めてお尋ねしますが、本買集め実施後の当社の経営方針について、当社の株主の皆様に必要なかつ十分な情報の提供を行う観点から具体的にご教示ください。

25. 前問に関連して、貴社は、これまでの当社宛て書簡等において、「短期での株式売却を予定しておらず、同社の経営支配権を取得して中長期的に保有し」、「支配株主として、建設的な対話と適正な議決権行使に努め、協同して、東京機械製作所の企業価値・株主価値の向上を実現していきたい」と繰り返し述べておられます。しかし、貴社はむしろ、当社との対話の場に当社に秘して弁護士（OMM法律事務所 大塚和成弁護士）を同席させようとするなど、建設的な対話の雰囲気醸成するどころか対立関係・緊張関係をもたらしていると考えられます。（一般論として、上場企業と株主の建設的な対話の場に弁護士が同席することは通例ではないと思われます）。更に、当社と「協同」することを標榜しつつ、実際は各種の公表資料で当社に対して激しい非難を浴びせていることから、当社の経営陣と「協同」する意思が無いことは明らかなです。以上を踏まえれば、貴社が言う「支配株主として、建設的な対話と適正な議決権行使に努め、協同して、東京機械製作所の企業価値・株主価値の向上を実現していきたい」というご説明は、投資家・株主の理解をミスリードするものであり、実態を映しておりません。この点について、貴社のお考えを改めてお聞かせください。

E) 貴社及び貴社グループにおける当社株式の買付け手法や買付け資金の裏付けについて、当社株主から見て分かりやすく、具体的にご回答ください。

26. 貴社グループは、2021年8月23日付で提出された変更報告書 No.9によれば、アジアインベストメントファンド株式会社及びその共同保有者であるアジア開発キャピタル株式会社の両社合計で、当社株式を38.64%保有していると開示する一方で、「(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】」として「ワンアジア証券株式会社より1,620,100株を信用取引により買建て

ております。楽天証券株式会社より 78,300 株を信用取引により買建てております。」と開示されています。上記記載対象も含めて、貴社が保有するとして開示している当社株式のうち、①信用取引による買い建て株式数、②信用取引の種別（一般信用又は制度信用）、③信用買いの相手方、④相手方は現物株を保有しているのか、⑤相手方の議決権行使方針、⑥最終的に貴社が直接・間接に指図権を有する議決権個数について、それぞれ具体的にご回答ください。

27. 信用取引の合計 1,698,400 株の内、その大半はアジア開発キャピタルの子会社であるワンアジア証券からの信用買いによるものでありますが、ワンアジア証券は信用買いに対応する売建て玉をどのように調達しているのか（売建てに対応する現物株は未だ未調達であればその旨を）ご回答ください。
28. 上記に関連して、当社株式の出来高は、特に本年 3 月ころから、これまでの出来高に比して極めて大きくなっていること、また大量保有報告書の記載に基づく、アジアインベストメントファンド及びアジア開発キャピタルは、さほど流動性のない当社株式を全て「市場内」で買い集めたとされており、その状況に鑑みて、極めて不自然な取引であること等から、貴社グループないしその関係者がアジアインベストメントファンド及びアジア開発キャピタルによる買集めに先行して取得し、6 月 9 日以降に、これらを実業インベストメントファンド及びアジア開発キャピタル名義で取得したことを疑わざるを得ない状況です。本年年始以降の貴社グループ及びその関係者による当社株式の売買状況についてご回答ください。
29. 当社の 2021 年 8 月 16 日基準日の株主名簿上、アジアインベストメントファンド株式会社名義の保有株数は 1,421,800 株となっておりますが、直近に貴社が提出した変更報告書における保有株数（総数）との差分である 1,950,700 株の議決権は貴社グループが保有しているのかどうかをご回答ください。
30. 貴社グループによる当社株式の買付けについて、資金の提供者の具体的名称、信用買いについての委託保証金や担保となる証券の提供状況、信用買いの現引きの見通し、株価下落時における追加証拠金の手当ての見通しについてご教示ください。
31. 上記の他、現在貴社グループが保有する株式について、当社株価の変動や、担保差し入れ証券の時価評価、買付け資金の制約などにより急減（売却）する可能性について具体的にご教示ください。
32. 貴社グループによる当社株式の買集めを、更に進める意向があるのであれば、その買付け手法、及び目指す最大の買付け比率についてご回答ください。
33. 貴社グループによる当社株式の買集めは、既に市場で株価に影響を与えずに売却することは困難な水準となっていると考えられますが、売却・EXIT 手段に限られる中で、どのようにして当社株式を売却する意向であるか、ご回答ください。
34. 貴社グループの大規模買付行為等によって、足元での投機的な出来高が収束すれば、当社株式の株価・流動性はいずれ低下することも考えられます。この点、貴社の買集めに伴う相場急騰によ

って、当社の一般株主には一種の強圧性（貴社が支配株主となって以降の経営方針を示していないため、経営の不確実性やダウンサイドリスクを嫌気して、本意ならず急騰した現在の相場水準において株主が売り急ぎを迫られること）に晒されていることとなりますが、このような強圧性を当社株主に与えることが、なぜ「企業価値・株式価値の向上」と呼び得るのか、貴社の見解についてご回答ください。

- F) 貴社及び貴社グループによる役員派遣の方針、ステークホルダーとの関係性の変更の可能性等について、当社株主から見て分かりやすく、具体的にご回答ください。
35. 貴社は、当社への「取締役派遣を予定していない」「協同して」「企業価値・株式価値の向上」を実現していきたいとのことですが（貴社2021年8月31日付プレスリリースご参照）、今後、当社の経営に関する何らかの提案又は助言等を行う可能性があるかどうか、また、どのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような提案又は助言等を行う可能性があるかについて、具体的にご教示ください。
36. 貴社が、大規模買付け完了後に想定している①当社及び当社グループ会社の役員候補、②当社及び当社グループの経営方針、③事業計画、④財務計画、⑤資本政策、⑥配当政策、⑦資産活用策について、当社の事業特性を踏まえて具体的にご教示ください。
37. 貴社グループが大規模買付け完了後に想定している当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの関係に関しての変更の有無、及びその内容についてそれぞれのステークホルダーに対して分かりやすく、具体的にご回答ください。ご教示ください。

以上